

**低レベル放射性廃棄物埋設センターに係る
保安規定変更認可申請内容について**

「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」の改正に伴い、原子炉等規制法に基づき、以下の申請を行った。

(保安規定変更認可申請)

保安規定変更認可申請は、運転管理、体制等の保安に関する運用についてまとめたものであり、主要な変更項目は以下のとおりである。

- 十年を超えない期間ごと及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに実施する廃棄物埋設施設の定期的な評価の追加及びこれに関連する事項の変更
- 廃棄物埋設地の保全に関する措置の実施時期の変更
- 警報装置から発せられた警報の内容、廃棄物埋設地及びその周辺の状況の記録の追加

以 上